

全船安「労災保険」の手引

平成 4 年 9 月

全国造船安全衛生対策推進本部

全船安「労災保険」の手引

目 次

1. 全船安活動との関係	1
2. 労災保険とは	3
(1) 労災保険制度への加入	4
(2) 労災保険料の適正納付	4
(3) メリット制の適用	5
(4) 労働災害発生時の届出	7
(5) 労災保険受給の手続	7
(6) 保険給付の支給制限に対する注意事項	10
3. むすび	12
別表 1	13
別表 2	14

本「労災保険」の手引は、労災保険制度の認識を深めていただくためのPR資料として作成したものであり、全船安組織内事業所はもちろんのこと、未参入事業場をも含め広く活用していただくことを願います。

なお、「労災保険」の詳細な解説は「労働保険の手引」（労働省労働保険徴収課編）をご参照下さい。

平成4年7月

全国造船安全衛生対策推進本部

全船安「労災保険」の手引

1. 全船安活動との関係

「船舶製造又は修理業」に携わる事業主の皆さんは、毎日の生産活動の中で安全、品質、コスト、納期の確保に日夜ご努力をされ、従業員とその家族を含めた事業主を取りまく全ての人達の明るく豊かな生活の実現に向けて邁進されていることと存じます。

最近、労働災害の問題がクローズアップされていますが、なぜ「安全」が大切であるかを考えて見ますと、ご承知のとおり、ひとたび労働災害が発生すると、企業の生産が一時的にストップすることによる損失と関係者の対応処置に要する諸費用は、被災者の治療、入院、休業補償などに要する直接費用の数倍もかかるといわれています。

さらに本人の不幸はいうに及ばず、ご家族をも悲嘆にくれさせる結果になってしまいますから「人間尊重」という立場からも企業経営の安定という立場からも労働災害の防止は非常に重要な課題となるわけでありませぬ。

ところで、労働災害が発生した場合、被災者の治療や補償を行わなければなりません。労災保険からは、治療費、入院費、休業補償費、障害補償費（8級～14級）などの直接費用は、短期給付として支払われます。

また、障害補償費（1級～7級）や生命に対する補償は年金（長期給付）という形で本人や家族に支給されることになっております。

これらの短期給付・長期給付のいずれも労災保険で国（所轄の労働基準監督署）から支給されるわけですが、結果的にはメリット制によってそのツケが労働災害を出した企業にまわって来るということになっています。そして、そのツケは一企業だけのツケにとどまらず、業

界全体のツケとして労災保険料率のアップという形でハネ返ってきます。

このように労災保険の収支の改善は即ち労働災害の防止であり、企業経営に直結しているといっても過言ではありません。

さいわい、昭和58年より造船業界では、関係各位のご賛同を得て「全国造船安全衛生対策推進本部（略称：全船安）」を発足させ全国的な安全衛生活動を展開してまいりました。

その結果、労働災害は着実に減少してきておりますが、労災保険収支率では、いまだ平成2年度で150%と大幅な赤字収支となっております。

このため、平成4年度以降の向う3カ年の「船舶製造又は修理業」の労災保険料率は大幅なアップを迫られる状況に立たされました。

労災保険料率は、労災保険の収支に見合った保険料率が決定されることとなりますので、収支率が150%であれば、単純に計算しますと保険料率は約50%のアップとなり、業界全体では約35億円の負担増となるわけです。

しかしながら、既にご承知のとおり、関係方面の深いご理解によりこれからの3カ年は保険料率は据置きとなったわけです。このことは企業にとって非常にありがたい措置であるといわなければなりません。

このような措置がとられたのも、全船安活動が軌道に乗り、成果をあげてきたことと、次のような「全船安の目標」の達成に関係方面の期待が集まった結果と思います。従って、この目標は、必達目標として取り組んでいかなければなりません。

全船安の安全衛生管理目標

引続き重大（死亡）災害を0とし、休業災害度数率については、平成4年（度）を起点として、平成3年（度）災害実績に対し3カ月で30%減少させる。

〈労働災害防止対策の徹底〉

	平成4年度	平成5年度	平成6年度
・重大（死亡）災害	0	0	0
・休業災害度数率	2.98	2.65	2.32

〈職業性疾病予防対策の徹底〉

- ・作業環境整備による騒音対策・粉じん障害防止対策の徹底
- ・定期健康診断、特殊健康診断、じん肺検診の完全実施及び事後措置の徹底

2. 労災保険とは

生産技術の進歩による産業社会の発展は豊かで幸せな暮らしを私達にもたらしてくれるものです。しかし、産業活動の中では災害がいつ発生するか予測できない面が多々あります。

災害が発生したり、不幸な人が出るようでは社会の発展とはいえません。そこで働く人達を災害から守るために労働安全衛生法など関係法令は産業界で働く人達の作業行動ルールや事業主が実施すべき事項を定めております。

従って、事業主は人を使って事業を営む以上、安全や衛生に関する

細かな基準を知り、それらを注意深く実行するとともに、使用している人達にも守らせなければならない義務があります。事業主が安全衛生に努力を払っていても、ひとたび事業所内の作業現場で労働災害が発生いたしますと、本人や家族の被害はもちろんのこと、事業経営の上にも損害がおよんでくることはご承知の通りです。ましてや、大きな労働災害が発生すると、事業主独自で使用者とその家族に対する被害を填補できない場合も出てまいります。

このため、国（労働省）が労働基準監督署を窓口として、労働者の保護に万全を期す制度を制定しております。これがいわゆる労働者災害補償制度（通称：労災保険制度）であります。

この労災制度は国（労働省）が官掌し、労働基準法の適用をうけるすべての事業主にこの保険に加入することを義務づけています。

また、保険料は事業主が個々の使用人の年間の総収入（賃金総額）に対して一定の料率（船舶製造又は修理業では $23/1000$ ）を乗じた金額を全額負担し、納付する制度であります。

なお、一人親方、家内労働者等はこの保険へ加入することができませんが特別に加入できる道が開かれ保護されております。

そして労働災害が発生した場合、被災労働者又はその遺族が事業主の証明を付けて労働基準監督署に書面で請求しますと、それぞれの災害内容に応じた補償が行われる制度です。

(1) 労災保険制度への加入

事業主は労働者を一人でも使用している場合には、この保険に加入することが義務づけられていますので必ず加入して下さい。

(2) 労災保険料の適正納付

労災保険料は事業主の自主申告納付となっています。保険料額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間に労働者（使用人）

に労働の対価として支払われた賃金総額に国が業種ごとに定めた保険料率を乗じて得た額となります。なお、保険料は全額事業主が負担することと定められており、事業主がこれを納付しなければなりません。

〔労働者とは〕 この期間の使用した労働者には臨時従業員、日雇労働者、アルバイト要員、パート作業員なども含まれます。

なお、法人の役員等については前出の「労働保険の手引」を参照して下さい。

〔賃金とは〕 賃金は一般的には労働契約、就業規則、労働協約などにより、その支払が義務づけられているもので賃金、給与、手当、賞与など名称のいかんを問わず労働者に支払われたものです。

なお、賃金総額に算入するものと、しないものについては別表2を参照して下さい。

〔納付の時期〕 保険料の納付は毎年5月15日までとなっています。

〔確定申告〕 年度当初に一年間を概算で申告し、納付します。翌年度の当初に実際に支払った賃金総額を計算して確定申告の上、精算することになります。

〔分納申請も可〕 概算保険料の納付すべき額が18万円以上であれば、分納したいときには都道府県労働基準局長に申請してⅠ期分（4月1日～7月31日）は5月15日、Ⅱ期分（8月1日～11月30日）は8月31日、Ⅲ期分（12月1日～3月31日）は11月30日迄の3期に分けて納付することができます。

(3) メリット制の適用

労災保険料率は業種ごとに定められており、「船舶製造または修理業」の労災保険料率は23/1000（うち1/1000は通勤

災害分) であります。

これが、基本の労災保険料率として保険料の計算に適用されます。

しかし、常時20人以上の労働者を使用する事業所には過去3年間の保険料総額に対し、業務上の災害によって給付された費用総額との割合（これを収支率といいます）によって22/1000（通勤災害分を除く）の労災保険料率（基本料率）により上、下各々40%の料率の増減が行われます。これを労災保険のメリット制といっています。

即ち、メリット労災保険率は最低で13.2/1000、最高で30.8/1000となり、通災分1/1000を合せ最低14.2/1000、最高31.8/1000となって労災保険料額計算時の係数となります。

従って、労働災害が多発し、重大災害、死亡災害が発生すると労災保険料率は最高31.8/1000となり、事業主に大きな負担を与えることとなります。

(例) 1人の年間の賃金総額が400万円の場合

ケース① (基本) $400\text{万円} \times 23/1000 = 92,000\text{円}$

ケース② (最低) $400\text{万円} \times 14.2/1000 = 56,800\text{円}$

(ケース①との差35,200円)

ケース③ (最高) $400\text{万円} \times 31.8/1000 = 127,200\text{円}$

(ケース②との差70,400円)

従って、100人の事業所ではケース②と③の比較で704万円の支出増加となります。

(4) 労働災害発生時の届出

※事業主は労働者が労働災害、その他就業中又は事業所内もしくは、その附属建設物内において負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は4日以上休業したときは遅滞することなく様式第23号（労働者死傷病報告）による報告書を所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。

※但し休業日数が4日に満たない労働災害が発生したときは、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までのそれぞれの期間の最後の月の翌月末日まで（5月に発生した場合は6月がこの期間の最後の月ですから7月31日）に様式第24号（労働者死傷病報告）で報告書を提出しなければなりません。

（注）様式第〇〇号はすべて国で定めた書式であって市販されていません。

〔災害が業務上か否かの判定〕 労働者の傷病が業務上であるか否かの判定は①業務に起因性があるか、②業務の遂行性があるかによって所轄の労働基準監督署で判定されますので災害の発生状況は正確に報告しなければなりません。

(5) 労災保険受給の手続

① 業務上負傷し、又は疾病にかかった場合

〔新しく医者にかかった時〕 傷病者を労災指定病院にはこぶとともに、最初に所要事項を記載した様式第5号（療養補償給付たる療養の給付請求書）を、当該労災指定病院に持参することによって、必要な治療を受けさせることができます。

〔転医の時〕 その後、都合により転医したときは所要事項を記載した様式第6号（療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院

等（変更）届）を提出して治療を受けることになります。

〔労災指定病院以外でかかった時〕 近くに労災指定病院がなく、止むを得ず一般医院でかかった場合は、①療養の内訳及び金額、②医師の証明、③労災指定病院以外でかかった理由等所要事項を記載した様式第7号（療養補償給付たる療養の費用請求書）に記入し、これを所轄の労働基準監督署に提出して療養費の立替分の支給を受けることができます。

〔休業補償給付請求〕 4日以上 の休業災害の場合には、様式第8号（休業補償給付支給請求書）により4日目以降の休業補償（給付基礎日額の60%）を受けることができます。このとき、休業補償給付の算定に用いる給付基礎日額を算定する必要があるため、請求書裏面の平均賃金算定内訳を記入することとなります。なお、常時1,000人以上の労働者を使用する事業所にあつては、様式第9号（平均給与額証明書）を添付しなければなりません。

〔注〕平均賃金を算定し、これの1日分を給付基礎日額といいます。

〔労働福祉事業としての特別支給金〕 休業補償給付が支給されるときは、あわせて休業特別支給金として給付基礎日額の20%を受けることができます。

従つて、併せて休業填補分として給付基礎日額の80%を受給することができます。

〔休業初日から3日間の休業補償〕

事業主負担

労働者が業務上の傷病で休業したとき、休業初日を含む3日間については常に事業主が労働基準法の規定にもとづき休業補償を行わなければなりません。

② 業務上の傷病で身体に障害が生じた場合

業務上で負傷し、又は疾病にかかり、これが治癒しても身体に障害が残った労働者は、様式第10号（障害補償給付支給請求書）により、医師の証明をもらって所轄の労働基準監督署に請求しなければなりません。その手続を怠ると障害補償給付を受給することができません。

障害補償給付

〔障害補償年金〕 被災労働者の障害の程度に応じて障害等級第1級から第14級まで区分されており、第1級から第7級までは障害年金が支給されます。その年金額は障害等級第1級で給付基礎日額の313日分、第7級で131日分と等級の程度によって国できめられた年金が支給されます。

〔障害補償一時金〕 障害の程度が第8級では給付基礎日額の503日分、それ以下の場合も等級に応じて一時金が支給され、第14級では56日分が支給されます。

③ 業務上の災害で死亡した場合

業務上の災害により死亡した労働者の遺族等に対しては遺族補償給付と葬祭料が支給されます。

遺族補償給付

〔年金〕 遺族補償年金は、受給資格者である遺族の数に応じて給付基礎日額の153日ないし245日分に相当する額が支給されます。

〔一時金〕 死亡労働者と生計を同一にしてきた遺族がいない場合には、遺族補償一時金として一律に給付基礎日額の1000日分が支給されます。

葬祭料

通常の葬祭に要する費用が葬祭料として支給されます。

- ④ 療養開始後1年半経過しても治癒せず、傷病の程度が国で定められた傷病等級に該当する場合には、傷病補償年金が支給されません。

傷病補償年金

傷病等級第1級から第3級までは給付基礎日額の313日分から245日分の範囲で支給されます。

- ⑤ 労働福祉事業による援護

被災労働者の社会復帰をより容易にするため保険給付の補足的なものとして、労働福祉事業があります。

例えば外科後の処置診療の受診、義肢、義手、義眼、車椅子の支給、休業施設、温泉保養、リハビリテーションなどがあります。また、遺児に対する援護もありますので所轄の労働基準監督署に相談して下さい。

(6) 保険給付の支給制限に対する注意事項

- ① 支給制限

労災保険では、保険の給付に当って給付の原因となる事故が労働者の故意又は重大な過失によって発生した場合や被災労働者が適正な保険診療に反する行為をした場合には、被災労働者の保険給付の全部又は、一部が支給されないことがあります。

※「犯罪行為」により事故が発生した場合

労働者が業務遂行中、又は通勤途上に労働安全衛生法、道路交通法等における危害防止に関する規定で労働者に対する罰則の付されているものに違反して事故を発生させた場合には、その災害に対する保険給付の全部又は一部が支給されないことがあります。

※療養の指示に従わない場合

療養中の労働者が診療を受けている医師，病院又は所轄の労働基準監督署長の療養に関する指示に正当な理由もなく従わないためにその病気の程度を増進させたり，又は回復を妨げた場合には，その保険給付について支給制限されることがあります。

② 保険給付に要した費用の徴収

不正行為により保険給付を受けた場合には，不正受給者及び虚偽の報告をした事業主からその保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収金として徴収されることになっています。

※不正受給の場合

労働者が故意に自分の指を切断したり，私用外出中の交通事故による傷病を業務上の事由によって被った傷病であると偽ったり，すでに保険給付を受けて治癒している傷病を新しい傷病として二重給付を受けるなど，偽りその他不正な手段でもって，保険給付を受けた場合には，その受給の全部について費用徴収が行われます。

不正受給をした場合，不正受給者はもちろんのこと，事業主に対しても連帯責任者として費用の徴収が行われます。

※事業主が保険料を滞納期間中に発生した事故について，保険給付が行われた場合には，事業主からその保険給付の費用が徴収されます。

※事業主の故意又は重大な過失により事故が発生した場合でしかも保険給付が行われたときにはその保険給付の費用の全部又は一部が事業主から徴収されます。

即ち，

⑦ 法令に危害防止のための直接かつ具体的な措置が規定されている場合に事業主がこれらの規定に明白に違反したため，事故

が発生したと認められるとき。

- ① 事業主が所轄の労働基準監督署より危害防止に関する具体的な措置について指示を受けたが、その措置を講ずることを怠ったため事故が発生したと認められるとき。
- ⑦ 法令に危害防止のための措置が規定されていないが、事故発生
の危険が明白かつ急迫しているため事業主が所轄の労働基準
監督署より直接的かつ具体的な指示を受けたにもかかわらず、
その措置を講ずることを怠ったために事故が発生したと認めら
れるとき。

3. むすび

労災保険は以上のように労働者はもちろん事業主にとっても大切な制度であるといわなければなりません。

「船舶製造又は修理業」は平成2年度のベースで赤字収支にもかかわらず平成4年度から平成6年度までの3カ年間労災保険料率が改定されず据置きとなったことは誠に幸いであったと感謝しなければなりません。このことに対して今後の全船安活動で応え、必ず所期の目標を達成していくよう念願する次第です。

改めて述べるまでもなく私たちは全船安活動を通して、
第一には、個々の事業所の労働災害を1件でも減少させること
第二には、労災保険に関しては、適正な納付と受給を実行すること
で事業所（主）のますますのご精進をお願いします。

以 上

—— 労 災 保 険 率 表 ——

(平成4年度～平成6年度)

別表1

事業の種類	事業の種類 の番号	事業の種類	労災保険率 (X1/1000)	
			旧	※新
林業	02	木材伐出業	138	142
	03	その他の林業	40	41
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	67	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	42	
鉱業	21	金属又は非金属鉱業(石灰石鉱業及びドロマイト鉱業を除く。)	95	99
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	66	
	22	石炭鉱業	107	111
	24	原油又は天然ガス鉱業	10	
	25	採石業	129	72
	26	その他の鉱業	40	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	149	
	32	道路新設事業	49	
	33	舗装工事業	29	
	34	鉄道又は軌道新設事業	68	
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	33	32
	38	既設建築物設備工事業	28	25
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	35	34
	37	その他の建設事業	38	
製造業	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	9	
	65	たばこ等製造業	6	
	42	繊維鉱業又は繊維製品製造業	7	
	44	木材又は木製品製造業	26	
	45	パルプ又は紙製造業	11	
	46	印刷又は製木業	7	
	47	化学工業	8	
	48	ガラス又はセメント製造業	9	
	62	陶磁器製品製造業	20	
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	27	
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	9	
	51	非鉄金属精錬業	11	
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	19	18
	53	鋳物業	21	
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	23	22
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	17	16
	55	めっき業	13	
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	11	
	57	電気機械器具製造業	6	
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	8	
	59	船舶製造又は修理業	23	
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	6	
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	8	
61	その他の製造業	12		
運輸業	71	交通運輸事業	7	
	72	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	20	19
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	29	
	74	港湾荷役業	56	53
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	
その他の事業	91	清掃、火葬又はと畜の事業	14	
	92	一般失業対策事業	12	
	93	ビルメンテナンス業	6	
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	9	11
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6	
	94	その他の各種事業	6	

※空欄は改定無し

平成 4 年 度 版

労働保険料の算定基礎となる賃金早見表（例示）

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本給・固定給等基本賃金 ○ 超過勤務手当・深夜手当・休日手当等 ○ 扶養手当・子供手当・家族手当等 ○ 宿，日直手当 ○ 役職手当・管理職手当等 ○ 地域手当 ○ 教育手当 ○ 別居手当 ○ 技能手当 ○ 特殊作業手当 ○ 奨励手当 ○ 物価手当 ○ 調整手当 ○ 賞 与 ○ 通勤手当 ○ 定期券・回数券等 ○ 創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく，かつ，全労働者又は相当多数に支給される場合） ○ チップ（奉仕料の配分として事業主から受けるもの） ○ 雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合） ○ 住宅手当（社宅等の貸与を行っている場合，貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業補償費 ○ 退職金 ○ 結婚祝金 ○ 死亡弔慰金 ○ 災害見舞金 ○ 増資記念品代 ○ 私傷病見舞金 ○ 解雇予告手当（労働基準法第 20 条の規定に基づくもの） ○ 年功慰労金 ○ 出張旅費・宿泊費等（実費弁償的なもの） ○ 制 服 ○ 会社が全額負担する生命保険の掛金 ○ 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等） ○ 住宅手当（一部の社員のみ貸与され他の者に何ら均衡給与が支給されない場合）